国土交通省
管理職ユニオンニュース

NO. 172
2011.7. 13

絶対容認できない公務員の賃金削減
各界からも批判・疑問噴出
第2回中執で他省庁管理職員にも奮起のアピール

発行
国土交通省管理職ユニオン
所在地
東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2 中央合同庁舎２号館
TEL 03-3509-1138
E ﾒｰﾙ
k-union@alpha.ocn.ne.jp
ホームページ
http://www7.ocn.ne.jp/~k-union

国土交通省管理職ユニオン第２回中央執行委員会は７月２日に開催され、今後の運動の具体化を行いました。

賃金削減反対を大きな柱に、近畿支部の「アピール活動」に学び、大きく広げて行こうと、左記の中央執行委員会アピールを確認し、本省には７月７日に約６００枚を配布しました。

近畿支部
合同庁舎で他省庁の管理職員へ
賃金１０％削減阻止の宣伝行動

法律を遵守すべき政府が自ら勧告制度を無視し、しかも自ら提案した交渉を一方的に打ち切り、賃金削減を強行することは絶対に許せません。

そうした管理職員の怒りを胸に、近畿支部では定期大会で「他省庁の管理職員にも働きかけていこう」とアピールを採択、これをビラにして合同庁舎などで配布、運動を広げています。

６月２２日には大阪第一合同庁舎で約１０名が参加して配布、７月８日には神戸地方合同庁舎前でも宣伝行動を行い、合わせて約１０００枚のビラを配布しました。

大坂第一合同庁舎で宣伝する岡村委員長他近畿の仲間

神戸地方合庁で

反響は上々

各省に勤務する職員の方々の反応は非常に良く、ビラを受け取るだけでなく、中には挨拶や会話を交わす場面もありました。

やはり、賃金削減に対する強い不満が現れており、誰からも支持される運動であることが確信され、全国の管理職員への励ましとともに、それぞれ労働組合を確立し、運動を広げていくことが強く求められます。

国家公務員の管理職員として働く皆さんへのアピール

政府は六月三日、東日本大震災の復興財源を確保するためとして、国家公務員給与について、平成二五年まで一般職の月給を等級によって五～一〇％削減すると共に、管理職手当や期末・勤勉手当についても一律一〇％削減するなどとした法案と、人事院を廃止し人事院勧告制度を無くするなどの公務員制度改革関連法案を併せて閣議決定しました。

今回の閣議決定は、菅総理大臣自身が「今回の措置は人事院勧告制度の下では極めて異例の措置」と述べ、人事院総裁も「遺憾と言わざるを得ない」と談話を発表しているように政府自らがその勧告制度を踏みにじる憲法違反の暴挙を行ったもので、私たち国土交通省管理職ユニオンは、これを絶対に認める訳にはいきません。

私たち国土交通省に働く管理職員は、今回の東日本大震災でも、自らや家族が被災しながらも全体の奉仕者としての使命感から不眠不休で災害復旧に当たってきました。今後、長期にわたる被災地の復興の先頭に立つのも、やはり公務労働者です。このような震災の教訓からすれば、公務員の定員削減を中心とした「小さな政府」や公務・公共サービス切り捨ての「構造改革」の見直しが急務で、何よりもまず公務員の定員削減を中止し、総人件費削減方針そのものの見直しが必要と考えています。

また公務員の賃下げは、民間労働者の賃金にも影響し、賃下げによる消費の冷え込みは避けられず、国内生産の減少、国と地方の税収の減少にもつながり、景気回復をめざす流れにも逆行するものです。しかも、地方自治体の交付金にも連動する部分があり、自治体財政にも影響がおよぶことになります。

さらに私たち管理職員の立場でいえば、震災対応とその復旧で長期の不眠・不休の業務が続き、今後も継続される中で、残業手当は一切無く、民間の管理監督者では当然に支給される深夜の手当もありません。労働に対する正当な対価の支払いは労働契約の前提であり、少なくともこうした長期で連続する長時間に及ぶ時間外勤務に対しては何らかの手当は支払われて当然です。私たちは、本来、支払われるべき労働の対価が支払われないまま、管理職手当の削減は二重、三重の賃金削減でもあり、こうした理不尽な対応は絶対すべきではないと考えています。

管理職員として働く皆さん！

私たち国土交通省管理職ユニオンは、一九九八年二月に日本で初めて国家公務員の管理職による労働組合を結成しました。今回の賃金カットに際しても管理職組合を代表しての総務省交渉を五月三一日に実施し、政府の不当性を追及してきました。しかし、国土交通省内の管理職組合だけでは政府の不当性をはね返すところまでは至りません。

今後、人事院勧告制度が廃止され、「自律的労使関係制度」が導入されれば、私たちの賃金や労働条件は全て政府との直接交渉で決められることとなり、管理職員の処遇は、さらに厳しくなります。

管理職員として働く皆さん！

これからますます強まる管理職への攻撃に対して、それぞれの府省や職場に管理職の労働組合を組織し、一致団結して共に闘おうではありませんか。そして、私たち管理職員の要求を実現しようではありませんか。

二〇一一年七月三日

国土交通省管理職ユニオン第二回中央執行委員会

なんとビックリ

昇格したら賃金が下がる不思議

下記の給与支給明細書は今回昇格したＡさんの昇格前と後の比較です。支給総額では俸給支給額の差額、２ヶ月分が引かれているため、１３，６００余円の減額となっています。

５級８５から６級６５に昇格、地域手当ゼロとした場合、月額賃金では管理職手当が若干増額するため、４，５００円程度の減額となり、年収で換算すると（扶養手当、広域移動手当などは考慮していない）期末・勤勉手当の役職加算額（５Ｃ＝１０％　６Ｃ＝１５％）の増で７００円程度の増となります。

退職金は６級での在級加算額が影響するため、約９５万円程度の増となります。

問題は、職務、職責を反映、勤務成績良好として昇格した結果、月額賃金が下がるなど、あってはならないことであり、こんな賃金体系は直ちに改めるべきです。

ユニオンは昨年の高齢者の賃金切り下げに強く反対し、人事院にも再三申し入れてきましたが、人事院は今回の１０％削減に反対すると共に、今年の勧告で直ちに是正すべきです。

退職直前、やっと昇格したら減額に

６月に入って各地整で４月１日付の昇格発令が行われ、６級昇格では事務所課長は退職２４から１８ヶ月前、出張所長は１８から１２ヶ月前でほぼ全員昇格が行われています。

管理職になっても４級に据え置かれ、５０代になってやっと５級昇格、５５歳前後で最高位号俸の５級８５号に到達、ここで昇給が止まり、退職直前でやっと昇格したと思ったら…

…なんとなんと、支給額が下がってしまうのです。

これは２００５年の「給与構造改革」による賃金切り下げと昨年の勧告で５６歳、６級以上で１．５％の賃下げが行われた結果ですが、『昇格して賃金が下がる』など職務・職階の賃金体系の思想からも根本的に逸脱し、一生懸命働いてきた人たちの努力をないがしろにし、誇りを奪い、馬鹿にするものです。そして、その上に震災復興を口実に１０％の賃金切り下げ、この国のやっていることは尋常な事態ではありません。

給　与　支　給　明　細　書

平成２３年　５月給与分

支給総額	533,240	控除額	161,198
俸給支給額	427,440		
俸給表	行（一）		
級号俸	05-085		
差引支給額		総額　13,644 円	

平成２３年　６月給与分

支給総額	519,596	控除額	164,108
俸給支給額	421,027		
俸給表	行（一）		
級号俸	06-065		
俸給支給額	6,413 円		

再任用　２４年度募集要綱

週4日勤務を各地整で導入＝選択の幅拡大

本人の希望と働きがい、業務執行の両立を

平成２４年度の再任用募集要綱が各地整から公表されていますが、今回の特徴は短時間勤務に「週４日（３１時間）勤務」が導入されていることです。

週４日勤務は下表のように他省庁では年々増加し、全体の５割弱に普及し、税務職などでは９割近くが４日勤務となっていました。

ユニオンでは、こうした他省庁の動向も踏まえ、「本人の選択の幅を広げる」「業務の継続性を広げる」「収入の増加をはかることが出来る」などから、国交省での週４日勤務の導入を要求していました。

今回地理を除く全地整で一斉に４日勤務募集に踏み切っていますが、中部地整だけが、４日勤務は「局勤務」だけに限定し、任用官職も「専門職相当職」に限定していることです。これが仮に「副所長以上などを想定し、限定採用」を意図しているのであれば、公平の観点からも再任用の趣旨からも大いに問題があります。現に募集要綱では「常時勤務」も募集していますが、現実には一人もなく、週３日の短時間勤務に限定されています。

今回の週４日勤務がこうした建前だけの募集ではなく、本人にも業務にもメリットのある運用が強く求められます。

若年勧奨が激減したことから、今後、副所長、局官クラスも含めた再任用がますます増加するものと思われます。しかし、現状では再任用者の業務は事務所任せ、所属長任せにされ、必ずしも本人の希望、能力を活かしたものにならず、途中で退職せざるを得ない場合も少なからずあります。

本人の希望、働きがいを活かす、出張所勤務も含めた職域の拡大、業務の効率的執行との両立を図る、真剣な検討が求められます。

ユニオンは再任用がより多様になっている現実を踏まえ、この秋、アンケートなども含め、再任用改善運動を改めて予定しています。

再任用の俸給及び諸手当（Ｈ２３．６現在）

	常時勤務	週４日勤務	週３日勤務
行（一）３級	258,400 円	206,720 円	155,040
行（一）２級	214,000 円	171,200 円	128,400
行（二）２級	203,500 円	101,750 円	

期末、勤勉手当は年２．１０ヶ月分

全省庁における短時間勤務の週４日勤務者比率の推移（%）

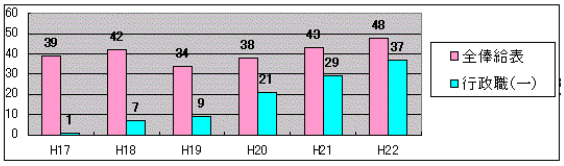

・行政職（一）の週４日勤務が増加している。（国交省では実施されていない）